3　前条第三項から第六項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第四項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と、同条第五項中「第二項第四号」とあるのは「次条第二項第四号」と、「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣である道路管理者」と、同条第六項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

4　国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5　国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6　第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

（地方踏切道改良協議会）

第六条　地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者

二　踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事

三　踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

四　踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

3　第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　関係市町村長

二　道路協力団体

三　その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

4　協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（道路法の一部改正）

第二条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節　利便施設協定（第四十八条の十七―第四十八条の十九）」を「第七節　利便施設協定（第四十八条の十七―第四十八条の十九）　第八節　道路協力団体（第四十八条の二十―第四十八条の二十五）」に改める。

第四十四条の二の見出しを「（違法放置等物件に対する措置）」に改め、同条第一項中「積載物」の下に「、道路に設置された看板」を加え、「放置された物件」を「放置され、又は設置された物件」に、「違法放置物件」を「違法放置等物件」に、「又は交通に危険を及ぼしている」を「若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがある」に、「当該違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができない」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「違法放置物件を」を「違法放置等物件を」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二　当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

第四十四条の二第二項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第三項中「違法放置物件を」を「違法放置等物件を」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に改め、同条第四項及び第五項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第七項中「違法放置物件の除去」を「違法放置等物件の除去」に、「当該違法放置物件」を「当該違法放置等物件」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に改め、同条第八項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第四十七条の七に次の二項を加える。

2　道路管理者は、道路管理者以外の者が道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。）の上の空間又は地下（当該道路の区域内の空間又は地下を除く。）に交通確保施設（歩行者の一般交通の用に供する通路その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設をいう。以下この項において同じ。）を所有し、又は所有しようとする場合において、その者が、当該交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な技術的能力を有することその他の国土交通省令で定める要件に適合すると認めるときは、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、その者のために当該敷地に当該交通確保施設の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権を設定することができる。

3　国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章に次の一節を加える。

第八節　道路協力団体

（道路協力団体の指定）

第四十八条の二十　道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。

2　道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

4　道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（道路協力団体の業務）

第四十八条の二十一　道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

一　道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理を行うこと。